

規約

第一章 総則

第一條 本組合ハ青島合同労働組合ト稱シ日本労働組合評議會ニ加盟ス

第二條 本組合ハ青島地方ノ各種産業界内ニ働ク労働者ヲ以テ組織ス

第三條 本組合ノ規約ハ本組合ノ決議ヲ經ルニテ之ヲ変更スルコトヲ得ズ

第二章 目的及事業

第四條 本組合ハ本組合ノ福利ニ基キテ其ノ實現ヲ以テ目的トス